

第1章 計画改訂の基本的事項

1 計画見直しの趣旨と背景

本市では、健全で良好な環境の保全と創造を掲げた「旭川市環境基本条例」の基本理念に基づき、平成28年3月に旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】を策定、また令和2年1月には中間見直しを行って様々な施策を展開してきました。

この間、パリ協定や国際機関等での報告を受けて、世界各国でカーボンニュートラルを目指す動きが広がり、我が国でも令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素社会の形成に向けた各種取組が推進されるとともに、環境政策による経済的・社会的課題の同時解決がより一層求められるようになりました。

また、本市は、大雪山から連なる山並みに抱かれた、石狩川と多くの支流が合流する自然が豊かなまちであり、この恵まれた特性を生かすため、より一層の自然環境の保全と適正な利用を図ることが求められています。

環境基本計画に基づくこれまでの取組により、大気や水質に関する環境基準などの目標はおおむね達成されており、ごみ、温室効果ガスの排出量削減についても進んでいます。また、令和3年には「旭川市ごみ処理施設整備基本方針」を策定し、ごみ処理施設整備の方向性の整理を行い、計画的かつ着実な施設の整備・更新に取り組むこととしました。

一方で、国を挙げての温室効果ガスの大幅な削減や、道内でのヒグマ出没による人身事故の発生など、新たな課題への対応が必要となっています。

こうした社会情勢の変化や本市の特性、計画の進捗状況などを考慮し、本市のまちづくりの基本となる旭川市総合計画の見直しに合わせて、令和6年度以降の環境施策の基本的な展開方向を修正するため、旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第2版)の見直しを行いました。

【環境行政に関連した主な動向】

令和元年(2019年)	10月	国が「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」を施行
令和2年(2020年)	1月	旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第2版)へ改版
	6月	国が「大気汚染防止法」を改正
	7月	新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】(第2版)へ改版
	10月	国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言
令和3年(2021年)	6月	国が「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」を改正
	10月	「ゼロカーボンシティ旭川」を表明
令和4年(2022年)	3月	旭川市気候変動適応計画を策定
	4月	国が「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)」を施行
	5月	国が「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律(外来生物法)」を改正
令和5年(2023年)	3月	旭川市食品ロス削減推進計画を策定

2 計画の位置付けと性格

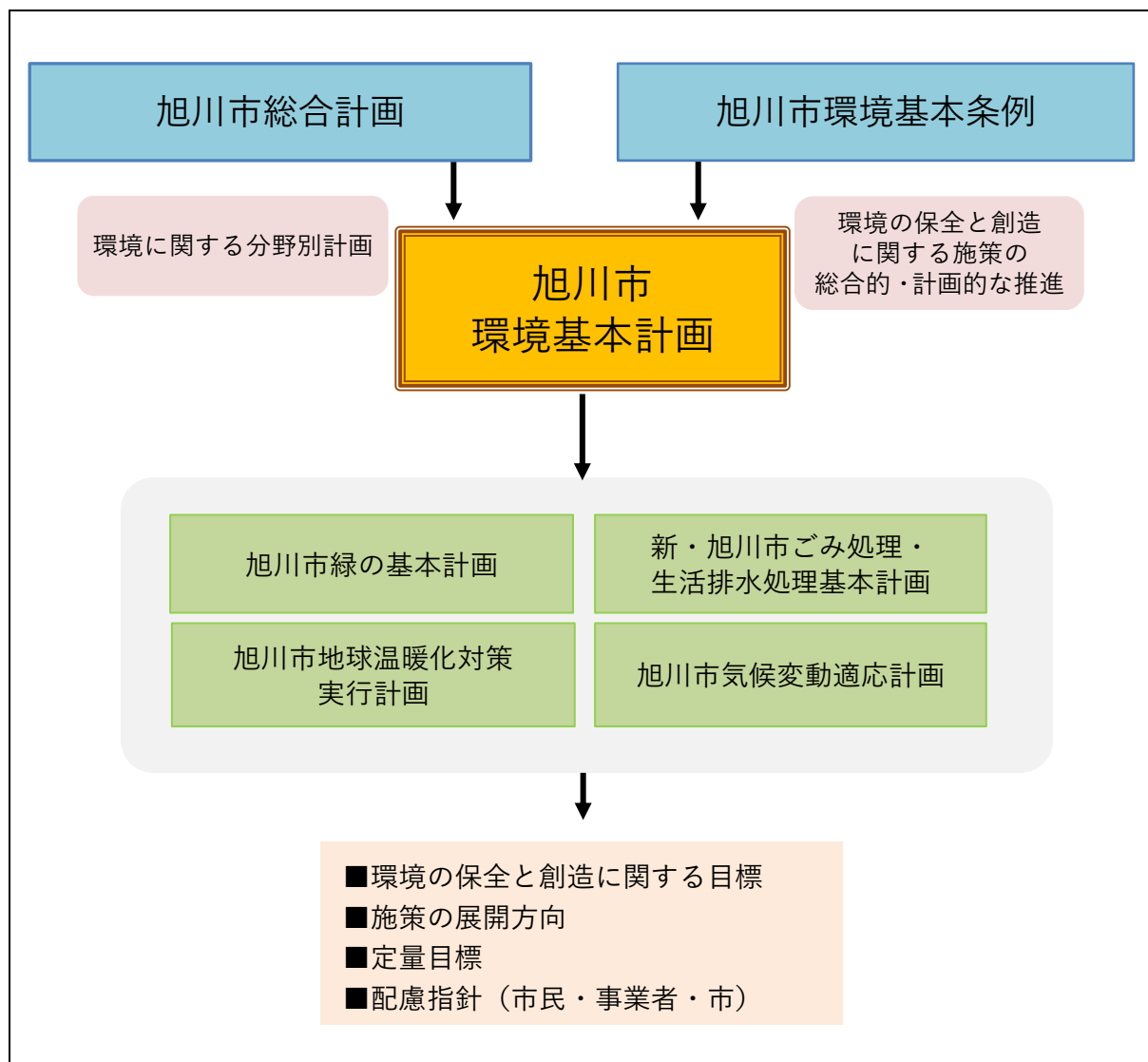
本計画は、旭川市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針などを定めています。

本計画では、現在の環境問題を巡る様々な動向や計画の進捗状況などを考慮して、21世紀半ばを見据えた長期的な目標を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間内に展開する施策の基本的事項を示しています。

また、本市のまちづくりの基本となる旭川市総合計画の分野別計画であるとともに、環境政策に関する基本的な計画として位置付けられており、環境に関する他の個別計画は、本計画との整合を図りながら推進されます。

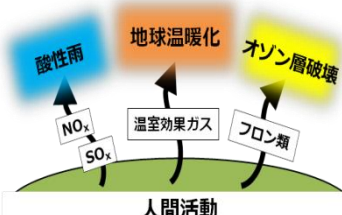

なお、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の枠組みである「第五次環境基本計画」や、北海道の特性を踏まえた「北海道環境基本計画〔第3次計画〕」との整合についても考慮しています。

【計画のイメージ】



3 この計画で対象とする環境の範囲

旭川市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえるとともに、国や道の環境基本計画との整合を考慮し、次の分野を本計画で対象とする「環境」の範囲とします。

<p>○循環型社会の形成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物の減量化 ◆資源の循環的な利用 </div>  </div>	<p>○地球環境の保全</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆地球温暖化対策 ◆オゾン層破壊の防止 ◆酸性雨対策 ◆グリーン購入 </div>  </div>
<p>○自然環境の保全</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆生物多様性の確保 ◆多様な森林・緑地・水辺地の保全 </div>  </div>	<p>○都市環境の形成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆身近な緑や水辺とのふれあい ◆潤いと安らぎの確保 </div>  </div>
<p>○生活環境の保全</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆大気、水、土壌などの良好な状態の保持 </div>  </div>	

4 計画の期間

地球温暖化対策や生物多様性保全などの長期的な視点に立つとともに、第8次旭川市総合計画をはじめとした関連計画との整合性や一体的な進行管理を図るため、平成28年度から令和9年度までの12年間を本計画の期間としています。

4年ごとに、社会情勢の変化や環境問題に係る動向、計画の進捗状況などを踏まえ、計画の見直しを行うことを原則としていることから、今回、2回目となる見直しを行いました。

5 計画の構成及び見直しの方向性

(1) 計画の構成

本計画は、環境の保全と創造に関する長期目標（第2章）、総合的な施策の方向（第3章）、配慮指針（第4章）、計画の推進体制と進行管理（第5章）で構成されています。

(2) 見直しの方向性

計画の根幹となる環境の将来像及び環境目標については維持しつつ、環境行政を取り巻く状況の変化に対応する見直しを行います。

《今回の主な見直し内容》

- ・「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、施策の展開方向の項目を追加しました。
- ・「新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画」の改訂の内容を踏まえ、リサイクル率の定量目標値等を変更しました。
- ・「地球温暖化対策推進法」が改正、本市も『ゼロカーボンシティ』を表明、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すために施策の展開方向や定量目標値等を変更しました。
- ・「外来生物法」の改正に伴い、防除対策の対象に条件付き特定外来生物のアカミミガメを追加しました。
- ・「大気汚染防止法」の改正に伴い、アスベスト飛散防止対策の施策の展開方向の項目を修正しました。

6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしや社会を営むために、世界各国の政府や企業を含めたあらゆる立場の人々が解決すべき目標として設定されました。「貧困をなくそう」「気候変動に具体的な対策を」などの17の目標と、それらの目標を実現するための169のターゲットで構成されています。

本書では、第3章「環境の保全と創造に関する施策」のそれぞれの環境目標において、関連するSDGsの主な目標を併記しました。

